

(受学改 5 - 3)
(仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う
電気工事
現場説明書

宇治市

1．分離の範囲について

今回の工事は、建築工事 機械工事 電気工事の3工種の分離発注とする。

各工事受注者は契約締結後、監督職員の指示に基づき速やかに工事の範囲、区分、順序及び工程等を各工事受注者間で協議、調整の上、仮設及び施工計画書を作成し監督職員に提出する。

また、柔剣道場解体工事においては、分離せず、建築工事受注者にて行う。

なお、本工事は、設計事務所による工事監理業務委託を予定しているため、各工事受注者においては工事監理委託受注者と適切に調整を行う。

2．施工中の安全確保について

本工事場所において、労働安全衛生法第30条第2項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として、建築工事受注者を指名する。これにより、各工事受注者は同法に基づく必要な措置を講ずる。

3．工事関係車両の駐車場について

工事期間中の工事関係車両の駐車は、当該敷地内の指定場所（共-016 参照）とし、不足分については各工事受注者の責任において他に確保する。維持管理についても各工事受注者が責任を持って行う。

工事車両の進入経路は府道宇治八幡線の北に流れる井川に架かる工事用仮設橋（別途工事）より進入する。仮設橋の通行は10t車両を最大とし、それを超える車両については事前に監督職員と協議し、学校と調整した上で東門より通行する。

なお、東門より工事車両が進入する際は、生徒、学校関係者等の安全に配慮し、通学時間帯を避け、徐行して通行する。

工事期間中、仮設橋は各工事受注者のほか、同一敷地内にて別途発注される工事（項目15参照）受注者も通行する。

4．監督職員事務所について

監督職員事務所は、建築工事受注者が設置する。同事務所の電気設備等の工事費も建築工事受注者の負担とする。設置場所は工事敷地内スペースとし、学校改革推進課、学校及び監督職員等と協議の上、決定する。同事務所の規模は20㎡程度とする。

各工事受注者事務所、作業小屋等は各工事受注者の負担で設置する。ただし、敷地状況により規模等は各工事受注者・監督職員と協議する。

5．仮設工事について

仮囲い、足場、養生、工事用駐車場の設置、洗車場及び仮設便所等の設置並びに維持管理は建築工事受注者にて行い、工事完成時は建築工事受注者にて原状復旧する。

なお、搬入等車両の通行が多い日は、事前に監督職員に報告する。

6．交通誘導警備員について

工事期間中の交通誘導警備員は、建築工事受注者にて常駐2名を配備する。柔剣道場解体工事期間中、土工事期間中、コンクリート打設時及び大型車両運行時等には増員1名を配備する。その他の工事について、機械工事受注者は、本体工事前における仮設先行切り回し工事期間中、東側正門前給水管接続期間中及び下水道引き込み期間中にそれぞれ1名配備し、必要に応じて増員を行う。電気工事受注者は、本体工事前における仮設先行切り回し工事期間中及び高圧受変電設備の仮設期間中及び切り替え期間中に配備する。

なお、事前に仮設計画書を監督職員に提出し、各工程時に際して大型重機類または多量の資材を搬入出する場合、あるいは監督職員が指示する場合は同職員の指示する箇所に受注者にて交通誘導警備員を配備する。

7．工事用水・電力について

A．本工事に必要な工事用水は既設給水管より分岐し、排水は既設污水桝に接続する。

また、その使用料金については各工事受注者にて負担し、学校管理課に支払う。支払い方法等については学校管理課と協議の上、決定する。

なお、本工事に必要な用水配管は建築工事受注者にて負担する。

B．本工事に必要な工事用電力は別途引込とし、工事に係る仮設電気配線及び電気使用料金（基本料金を含む）は、各工事受注者にて負担する。

C．仮設分電盤内に漏電遮断器を取り付けて事故の防止に努める。また、漏電遮断器の2次側以降の電気機器や仮設金属類は出来る限り接地工事を行う。

D．電動工具類を使用する場合は、漏電遮断器付コードリールまたは、漏電遮断器を通して使用する。

なお、既存施設を利用する場合は、既存施設運営管理等に支障をきたさぬよう節電、節水に努める。

8．工事着手日について

工事着手前に工事説明会を行うため、各工事受注者は必要資料を作成の上出席し、工事概要、工程等の説明を行う。契約後速やかに学校改革推進課等及び監督職員等と工事工程、施工方法などについて十分協議を行い、了承を得た上で工事説明会の資料を作成する。

工事着手日は工事説明会終了後、監督職員と協議を行い決定する。

なお、事前の調査は施設の運営上支障のない範囲で契約後可とする。

9．工事手順について（共-009,010 参照）

道路境界、隣地に面している箇所については、仮囲いを施す。本工事において建物が近接している箇所があるので、近隣建物に支障のないよう十分に留意する。

○令和５年度

工事説明会を行った後、速やかに現場着手し、仮囲い等を仮設計画図に基づき行い、並行して工事用進入路の整備を行う。進入路が出来次第、校舎棟及びアリーナ棟等新築並びに柔剣道場解体に着手する。

なお、同一敷地内にて別途発注される水路改修工事があるため、十分に調整を行う。

○令和６年度

柔剣道場解体及び水路改修後、仮設サブグラウンドとして生徒等が使用できるよう整地を行う。

令和６年度末頃に部分払い検査を実施する。（建築工事、機械工事、電気工事共）

○令和７年度

敷地北側に設置予定の遊具、植栽が別途発注されるため、工事動線、仮設計画等十分に留意し、調整を行う。

また、仮設サブグラウンドの場所にて別途発注されるサブグラウンド整備工事があるため、十分に調整を行う。

建物内部についても造作家具類、情報設備、機械警備システム、電話・緊急通報システム、防災無線等が順次、別途発注される予定であるため、調整を行う。

工期末までに建築基準法第７条の６による仮使用の手続きを行う。

１０．作業時間について

作業時間は原則として午前８：３０から午後５：３０迄とし、日曜・祝日の作業は行わない。ただし、継続作業等でやむを得ず作業を延長する場合及び騒音が出ない作業等を日曜・祝日に行う場合については、事前に監督職員と協議する。

また、春休み、夏休み及び冬休み期間中も学校開放、クラブ活動等により、職員のほか生徒等が多数来校するので、安全には十分注意する。

なお、土曜日は可能な限り、騒音や振動を伴わない作業を主とするよう努める。

１１．監理技術者の専任を要しない期間について

現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知する。

検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日を、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修または改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

1 2 . 石綿事前調査結果の報告について

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について労働基準監督署及び京都府（山城北保健所）に事前調査の結果を報告する。

なお、事前に柔剣道場の外壁吹付材について分析調査を行っており、下地調整剤に石綿が含有されていることを確認している。

1 3 . 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（受注者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があるため、（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条の2 第8項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請負人等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任する。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（受注者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請負人との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出する。

- ・ 受注者と下請負人との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・ 受注者と下請負人との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が受注者に帰することが明確にされている。
- ・ 上記業務内容について受注者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できる。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出する。

1 4 .建設発生土の搬出について

建設発生土については、(株)さざんかコーポレーションに運搬するものとし、受入条件は以下のとおりとする。これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。

1) 受入不適なもの

ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合

建物解体工事を伴うため、建設発生土の搬出の際にはガラが混入しないよう十分なふるい分けをする。

2) 受入条件等

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件
建設発生土	(株)さざんかコーポレーション 奈良県天理市藤井町 962 番地 0745-52-1077	日曜日、祝日 を除く 8 : 00 ~ 17 : 00	高含水粘性土不可

3) 土壌分析調査結果の提出

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下、「土砂条例」という。)により許可を受けており(受ける予定であり)残土の受入には土砂条例施行規則第7条に規定する調査が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第7条第3項及び第4項に規定する土壌調査(28項目)を行う。

また、建設発生土の受入先が土砂条例の許可を受けていることを確認し、建設発生土の搬出先に受領書の交付を求める。確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

1 5 . 別途発注の関連工事等

工事期間中、以下の別途発注の関連工事等を予定しているので、工事が円滑に進捗するよう、各請負者と協力ならびに意見調整を行う。なお、発注時期については監督職員に確認する。

- ・水路改修工事
- ・遊具、植栽工事
- ・造作家具類
- ・サブグラウンド整備工事
- ・各種備品、什器等
- ・情報設備(LAN等)
- ・電話、緊急通報システム
- ・機械警備システム
- ・防災無線

1 6 . 各種申請及び届出関係について

本工事における下記の届出等は各工事受注者が行う。

建築工事

- ・建築基準法に基づく昇降機の計画通知の作成、申請及び検査立会い(費用等も本工事に含む)。
- ・建築基準法に基づく仮使用申請の検査立会い(費用等も本工事に含む)。
- ・消防法(消火器、避難器具等)及び火災予防条例(防火対象物使用開始届等)に基づく届出、試験及び検査立会い(費用等も本工事に含む)。

機械工事

- ・宇治市上下水道部への申請、試験、検査立会い
- ・消防法（屋内消火栓、屋外消火栓）に基づく届出、ヒートポンプ冷暖房機設置の届出、試験及び検査立会い（費用等も本工事に含む）。
- ・騒音・振動規制法の規定による特定施設の設置の届出
- ・下水道接続における道路使用許可申請及び道路占用許可申請の手続き

電気工事

- ・消防法（自火報、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、非常警報設備）及び宇治市火災予防条例（高圧受変電設備）に基づく届出、試験、検査立会い（費用等も本工事に含む）。
- ・関西電力への申請、立会い（費用等も本工事に含む）。

17.その他

禁煙について

敷地内については禁煙とする。

経年検査について

工事完成後、受注者は契約に基づく期間は、保証の責を負うものとする。

引き渡し後の12か月及び24か月目には、建築、設備全般にわたり経年検査を行う。検査の結果、工事不良またはこれに準ずる理由により生じたと認められた損傷、不具合については各工事受注者の責任において速やかに補修、修繕等を行うこととし、これに要する費用はすべて各工事受注者の負担とする。

なお、検査立会日、立会者等は監督職員の指示による。

工事用仮設橋の定期点検について

工事期間中、進入経路とする工事用仮設橋の沈下、損傷等の状況を把握するために定期的に点検を行う。沈下、損傷等があれば、補修、修繕を行うこととし、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、沈下、損傷等が著しい場合は、監督職員と協議をする。

注意事項について

本工事は西小倉中学校敷地内での工事であり、工事期間中も中学校を運営しながらの工事となる。そのため、生徒の安全、学習環境の確保を第一に考え、出来る限り影響が少なくなるよう配慮し、施工計画を立てる。